

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成21年6月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 住田町
- 2 事業の種類 住田町運動公園拡張整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 岩手県気仙郡住田町世田米字川向地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号要件への適合性

申請に係る事業は、住田町が策定した第七次住田町教育振興基本計画に基づく施設の整備であり、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設」に該当する。

従って、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件への適合性

本件事業の起業者である住田町は、第七次住田町教育振興基本計画に基づく本件施設の設置者である。このことから本件事業を実施する権能を有していると認められる。

また、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

従って、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

住田町では、教育振興基本計画及び生涯学習推進基本計画で、スポーツ施設の整備充実は、町民が生涯にわたって日常生活の中でスポーツに親しみ、健康保持や体力づくりを推進するためには必要不可欠なものとして位置付けており、スポーツ施設の整備と利用促進に努めている。

住田町運動公園は、年間約9,000人に利用されており、生涯スポーツセンター及び社会体育館とともに、町内スポーツ振興の中核施設として広く町民に利用されている。しかし、現在の施設は、県公認野球規則で優先して望まれる規模にほど遠く、非常に狭い状況である。また、総合運動公園として十分な面積ではないことから、グラウンドを拡張した場合、附属施設である観客席及び駐車場を確保することが出来ない。現時点でも、気仙地域を超える規模の野球大会の開催の際は、収容しきれない車が周辺の町道に違法駐車するなど、交通安全上も大変問題となっている。総合運動公園の利用環境向上のためには、競技を安全に観戦できる施設並びに選手及び観戦者のための駐車場の整備は必要不可欠となっている。

加えて、現在の施設は、昭和60年度の完成以降も何度か改修してきたものの、バックネット端からダッグアウト及びファールグラウンド途中までネットフェンス下部のコンクリートむき出し部分に緩衝材が使用されていない等、競技上の危険防止対策が不十分となっている。また、施設の老朽化により、観客席及びネットフェンス部分が腐食し崩壊の危険性が高く、施設及び競技上の安全性において問題があることから、早期に施設の改修を実施しなければならない状況である。

このような現状をそのまま放置すれば、今後、県大会規模の野球公式試合の開催が困難となるばかりではなく、駐車場の施設がないことから交通安全及び観客等の利便性に欠けることとなる。

以上のことから、施設の規模を拡充し、併せて施設を改修して、公式試合が開催可能な野球場及びソフトボール、グラウンドゴルフ、サッカー等に幅広く有効に活用できる運動公園を整備するものである。

本事業が完成することにより、町民が生涯にわたりスポーツに親しめる機会の提供ができるとともに、公式大会の開催に対応した施設として活用できる。また、住田町が推進するスポーツ環境の充実が図られ、生涯スポーツの中心的施設として

の利活用が期待される。

従って、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

当該事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)の対象事業に該当していないが、起業者が任意で行った調査によれば、保存すべき希少動植物の存在は確認されていない。また、埋蔵文化財についても特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

従って、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、町民が生涯にわたりスポーツに親しみ、かつ、健康保持及び体力増進のためのスポーツ施設の拡張整備事業である。

本件事業に係る起業地については、起業地の位置、支障物件の多寡、地域の土地利用及び環境への影響を考慮して選定した3つの候補地について比較検討が行われており、これらの条件を満たす最適な事業計画が策定されており、施設規模及び起業地の範囲については、必要最小限の範囲としていると判断される。

従って、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。従って、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現在の運動公園は、狭いために駐車場の確保ができず、周辺の町道などに路上駐車する等、交通安全上の問題がある。また、競技上の危険防止対策が不十分であり、併せて、老朽化による腐食で崩壊の危険性が高くなっていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

従って、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 住田町生活改善センター及び教育委員会事務局